三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市永松字山入四五二の二、四五六の三、四五九、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六二、四六三の一、四六三の二、四六四の一から四六四の四まで、四六四の寅から四六四の巳まで、四六五、四七六、四七六の一、四七七の一から四七七の八まで、字畑沢八九二、八九三の一、八九三の二、八九四、九一三の一から九一三の五まで、九一四から九一七まで、字タノ沢九一八、九一九の一から九一九の三まで、九二〇から九二三まで、九二四の一から九二四の三まで、九二五から九四〇まで、九四一の一、九四一の四、九四一の六、九四一の一二から九四一の一七まで、九四一の六二から九四一の六四まで、九四一の六六、九四一の六七、九四一の七〇から九四一の八二まで、九四一の九九から九四一の一八一まで、九四一の一八三から九四一の一九八まで、九四一の二〇〇、九四一の二〇二、九四一の二〇三、九四一の二〇五、九四一の二〇八、九四一の二一〇、九四一の二一二、九四一の二一八、九四一の二二一、九四一の二三三、九四一の巳二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市四日町字杉山一六五八の一、一六六〇、一六六二、一六六二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字上片貝字鷲巣八五八、八五九の一、八六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び小千谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十号

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和六十一年建設省告示第千二百八十四号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

1(1)中「3,900立方メートル」を「3,000立方メートル」に、「2,400立方メートル」を「2,800立方メートル」に改める。

7中「平成27年度」を「平成31年度」に改める。

○国土交通省告示第千百二十一号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

表名古屋高速道路の項中「のうち名古屋市中村区名駅四丁目から同市熱田区六番一丁目まで及び同市港区木場町から東海市新宝町までの区間」を削除し、「並びに」を「及び」に改め、同表の備考中「平成二十四年六月一日」を「平成二十五年十一月一日」に改める。

○国土交通省告示第千百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中コをエとし、ネからフまでをナからコまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ　三重支店　三重県津市羽所町七百番地

同表の八の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「本町二丁目十八番十九号」を「一番町三丁目七番二十三号」に改め、同表の十四の項業務区域欄中「青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の全域」を「日本全域」に改め、同表の十六の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ロ　札幌支店　ハ　東京支店　北海道札幌市北区北七条西二丁目六番地　東京都千代田区鍛治町二丁目三番三号」を「ロ　東京支店　東京都千代田区鍛治町二丁目三番三号」に改める。

○国土交通省告示第千百二十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　16

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本建設躯体工事業団体連合会

(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第千百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴田谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市木次町東日登

一九五九番四　一号

一九五九番二　二号から五号まで

一九六〇番一　六号

一九五九番五　七号